

第三十七回国会 大蔵委員会議録 第五号

昭和三十五年十二月二十日(火曜日)

午前十時三十分開議

出席委員

委員長 足立 篤郎君

理事 田中 宗一君 理事 黒金 泰美君

理事 細田 義安君 理事 毛利 松平君

理事 山中 貞則君 理事 石村 英雄君

理事 佐藤 次郎君 理事 岡田 修一君

金子 一平君 川村 善八郎君

田澤 吉郎君 高田 富與君

津雲 國利君 西村 英一君

藤井 勝志君 坊 秀男君

米山 恒治君 足鹿 覺君

加藤 勘十君 栗林 三郎君

広瀬 秀吉君 藤原 豊次郎君

堀 昌雄君 武藤 山治君

内海 清君 春日 一幸君

出席國務大臣

大蔵 大臣 水田三喜男君

出席政府委員

外務事務官 安藤 吉光君

(アメリカ局長)

大蔵政務次官 大久保武雄君

大蔵事務官 谷川 宏君

(大臣官房日本

専任公社監理

官)

大蔵事務官 上林 英男君

(主計局法規課

長)

大蔵事務官 村山 達雄君

(主税局長)

大蔵事務官 石野 信一君

(銀行局長)

大蔵事務官 賀屋 正雄君

(為替局長)

食糧庁長官 須賀 賢二君

委員外の出席者

大蔵事務官 村上幸太郎君

(大臣官房財務

調査官)

大蔵事務官 宮崎 仁君

(主計官)

大蔵事務官 吉田 信邦君

(理財局長)

農林事務官 家治 清一君

(食糧庁経理部

長)

港務局長 比田 正君

(港務局計画課

長)

建設技官 寺島 重雄君

(計画局下水道

課長)

建設事務官 鮎川 幸雄君

(河川局長)

日本専売公社総 松隈 秀雄君

裁

日本専売公社理 坂口 精君

事

日本輸出銀行 酒井 俊彦君

理事

専門員 坂井 光三君

同 日

委員山崎巖君辞任につき、その補欠

として田澤吉郎君が議長の指名で委

員に選任された。

同 日

委員山崎巖君辞任につき、その補欠

として田澤吉郎君が議長の指名で委

員に選任された。

同 日

委員山崎巖君辞任につき、その補欠

として田澤吉郎君が議長の指名で委

員に選任された。

同日

委員足鹿覺君及び内海清君辞任につ

き、その補欠として山本幸一君及び

春日一幸君が議長の指名で委員に選

任された。

同 日

十二月十六日

たばこ販売手数料引上げに関する請

願(愛知一君紹介)(第二六六号)

同(八田貞義君紹介)(第二七号)

同(薩摩雄次君紹介)(第三六号)

同(高橋清一郎君紹介)(第九八号)

同(濱田幸雄君紹介)(第九九号)

同(保利茂君紹介)(第一〇〇号)

物品税法の一部改正に関する請願

(濱地文平君紹介)(第二八号)

勤労者住宅建設促進のため厚生年金

還元融資を拡大に関する請願(中

澤茂一君紹介)(第七八号)

看護婦の年金通算に関する請願外一

件(井手以蔵君紹介)(第八四号)

同 月十九日

たばこ販売手数料引上げに関する請

願(廣瀬正雄君紹介)(第二二五号)

同(羽田武嗣郎君紹介)(第二二六

号)

同(内田常雄君紹介)(第一四六号)

同(高橋英吉君紹介)(第二七一号)

葉たばこ収納価格引上げ等に関する

請願(松野頼三君紹介)(第一二七

号)

同(志賀健次郎君紹介)(第一四八

号)

同(橋本龍伍君紹介)(第一四九号)

同(橋本龍伍君紹介)(第一四九号)

同(橋本龍伍君紹介)(第一四九号)

同(橋本龍伍君紹介)(第一四九号)

同(橋本龍伍君紹介)(第一四九号)

農業協同組合に対する法人税課税免

除等に関する請願(正示啓次郎君紹

介)(第一八〇号)

同(田中織之進君紹介)(第一八一

号)

同(辻原弘市君紹介)(第一八二号)

同(早川崇君紹介)(第一八三号)

同(坊秀男君紹介)(第一八四号)

同(山口喜久一郎君紹介)(第一八五

号)

同(秋山利恭君紹介)(第二五〇号)

同(西宮弘君紹介)(第二五一号)

同(長谷川峻君紹介)(第二五二号)

同(前田正男君紹介)(第二五三号)

同(愛知一君紹介)(第二五四号)

會計士補の公認會計士資格取得に關

する請願(石村英雄君紹介)(第二二

四号)

国民金融公庫の資金増額等に関する

請願(赤松勇君紹介)(第二二五号)

同(淡谷悠蔵君紹介)(第二二六号)

同(石山權作君紹介)(第二二七号)

同(坂川正吾君紹介)(第二二八号)

同(小川半次君紹介)(第二二九号)

同(岡良一君紹介)(第二三〇号)

同(北山愛郎君紹介)(第二六一号)

同(中島巖君紹介)(第二六二号)

同(中村高一君紹介)(第二六三号)

同(永井勝次郎君紹介)(第二六四号)

同(西村力弥君紹介)(第二六五号)

同(穂積七郎君紹介)(第二六六号)

同(三鍋義三君紹介)(第二六七号)

同(三宅正一君紹介)(第二六八号)

同(矢尾喜三郎君紹介)(第二六九号)

同(安井吉典君紹介)(第二七〇号)

は本委員会に付託された。

十二月十九日

税制の改正に関する陳情書(松山市

一番町愛媛県町村会長末永秀朗)(第

一五一号)

勤労者住宅建設促進のため厚生年金

還元融資を拡大に関する陳情書

(香川県議会議長大久保雅彦)(第一

七四号)

高松港の開港指定に関する陳情書

(高松市議会議長松田和夫)(第一八

四号)

は本委員会に参考送付された。

本日の會議に付した案件

食糧管理特別會計法の一部を改正す

る法律案(内閣提出第五号)

産業投資特別會計法の一部を改正す

る法律案(内閣提出第一五号)

日本輸出銀行法の一部を改正する

法律案(内閣提出第一六号)

国の會計に関する件、税制に関する

件、金融に関する件、外国為替に關

する件及び専売事業に関する件

○足立委員長 これより會議を開きま

す。

国の會計に関する件、税制に関する

件、金融に関する件、外国為替に關

する件及び専売事業に関する件につ

いて調査を進めます。

質疑の通告があります。これを許し

ます。佐藤觀次郎君。

○佐藤(観)委員 時間がありませんから、大蔵大臣に簡単にお尋ねいたしますが、今私立大学の授業料値上げ問題で非常に世間を騒がせております。御承知のように、日本の私学というのは、現在国の教育の三分の二を背負っております。しかもその資金は全部学生の授業料でまかなつておるわけでございます。ところが、最近公務員のベス・アップと関連して、大学の教授の待遇問題がからんできまして、何とかもう少し国立大学並みの給与を与えてくれという立場から、授業料値上げの問題がやかましくなりました。ところが、学生は学生で、御承知のように現在ぎりぎりのところへ来ておるところへ持つてきて、授業料が上がつたら大へんだということ、いろいろ問題が出ております。時間がありますか、アメリカでもイギリスでも、寄付金というものは全部無税になつておるわけですが、日本では特定の場合以外にはなかなか税金を引かないのでありますけれども、私学の救済のために、この際大へん寄付するお金は全部免税にすべきではないかというのが質問の第一点なんです。

それから、アメリカでは、御承知のように、特定の会社の利益金の五％くらいは大体無税の形でやつておるわけでありまして、そういう点では、日本の大学にも、寄付をする場合には、そういうような立場から、幾らでも寄付をするものはただだということではなくて、そういうくらいな限度で何とか免税の処置をとるといふような方法がないか。それは根本問題であります。少なくとも現在私学の立場から考えます

れば、やはり教職員の待遇をよくするために、結局授業料を上げるというより、まことに単純な形式より方法がないということになつております。が、これに對して大蔵大臣はどんな考えを持つておられますか。まずお伺いしたいと思います。

○水田国務大臣 今のお話は寄付金の指定をしていくということの問題か、それじゃなくて別個に私学の寄付というものを取り扱う独自の措置を作れというところかとも思いますが、今までそういう扱いをどういうふうにしておつたかというのを、一応主税局長から御説明いたします。

○村山政府委員 ただいま佐藤委員のお話でございますが、外国の扱いをちよつとお話し申し上げますと、アメリカでは、学校に對する寄付金は、おつしやるように課税所得の五％を限度にしなして損金に算入しております。それから、ドイツの場合は、一般の法人はやはり課税所得の五％であります。が、特に相手为学校である場合には一〇％まで損金に算入しております。それから、イギリスは、特に授業の遂行に必要だ、つまり授業上の必要経費と認められるような場合に限つて経費に認める、純然たる贈与的な寄付金については損金算入を認めない、かようなことになつております。それから、フランスにおきましては、取引額の千分の一を限度として損金に算入しております。こういふこととございまして、これに對しましては二つの道が開かれております。一つは、だれに對する寄付金の場合も同じように、資本金の一定割合と、それから所得の一定割合の合計額

の二分の一までは損金算入、資本金は千分の二・五、それから所得に對して百分の二・五、この合計額の二分の一までは、これは學校に對して、その他のものには對する寄付金であります。損金に算入いたします。ただし、學校のような公益法人につきましては、特にそのほか指定寄付の制度が設けられておまして、學校の施設を作るといふような場合に、大蔵大臣の指定を受けましたら、それは別で、金額の限度を定めずに全額損金算入、こういふ道が開かれておるわけでありまして、従いまして、學校に對しては、指定を受ければ、その金額は全額損金、それから大蔵大臣の指定を受けなくても、そのほか資本金基準の千分の二・五、所得基準の百分の二・五の合計額の二分の一というものが認められておるということとございまして、これは日本の現行法でございまして、他の國に比べてそういう法人の寄付金についての扱い、あるいは私立學校に對する損金の扱いというものは、かなりゆるやかにできておると言ふことができると思ひます。

これが現行法であります。が、さらに、先般政府の税制調査会の答申がございまして、そのほかにも、これはどこまで適用するかは今後の研究問題であります。が、試験研究のための寄付金がありまして、現在の先ほど申しました資本基準の千分の二・五、所得基準の百分の二・五という一般の寄付金のワケとは別に、試験研究のために一つの別ワケを作つたらどうかというやうなことが今問題になつておるわけとございまして、この問題は調査会でも試験研究ということに限定しております。

が、私学のようなものに及ぼすかどうかということは、今後の研究問題だと思ひます。

○佐藤(観)委員 そういふことはあとで聞きますが、大臣は、今度の授業料の値上げ問題、これはこれから大きな社会問題になると思ひますが、この点について、私立大学の側が補助金を受けようとするが、そういうような手を打つのか、あるいは、私学の問題はやむを得ないといふので、そのまゝ持つておくのか。これは大きな問題になると思ひますが、この点についてどういふお考えを持つておられるのか。この点は一つ大臣から伺いたしたいと思います。

○水田国務大臣 まだその問題についてどういふ方針かといふ方針は今のところきめておりません。御承知のように、中学生がこゝしは七十八万人もふえ、来年は百万人もふえる。そうしますと、昭和三十八年度から今度は高等學校の生徒の急増の年になります。で、その場合に高等學校の整備の予算問題が当然出てきますが、その際、この波が過ぎてしまつたらあつた各教室があくといふやうなことになる。で、公立學校についてそういう予算を強化するのはいいか。実際には今日日本の私学の内容が充実しておるときです。から、この高等學校の急増といふものを、私学の内容充実と関連して、そのに相當の學生を引き受けてもらふといふやうな方向をとつたらどうか。そういうものも関連して、私学への國の補助とかいふやうなもの、理屈をつけやられることにもなるかと思ひますので、高等學校急増対策と関連して

今後考えたいと思つておるところでございます。

○佐藤(観)委員 高等學校の問題を質問してゐるのではなく、今現に足もとに火がついておる私立大學の問題をどうするかといふことを問題にしてゐるのである。公立學校や中學校の問題は別個の問題でありまして、私は今ここで大臣に答弁を求めたい。私は今少くとも私が水田大蔵大臣にお伺ひいたしたいのは、現在大體國の大學の關係で三百億以上の金が必要わけですが、ところが、現在學校の約三分の二は私立大學の關係にありまして、三十八万人くらいおる。やはりその教授があるし、同時に私學關係では毎年十億円足らずの金しか國家が援助してない。こういう問題をどういふふうにお考えになるかといふことを私はお伺ひしたい。なるのであつて、中學校や公立學校の問題は別個の問題ですから、これは當然大蔵大臣がお考えになるのはけっこうであります。が、現在當面の問題をどう處理されるか。これは、あなた方政府は所得倍増論なんといつて、物価はどんどん上がる、公務員のベス・アップを上げるなら、それに應じて學校の給与を上げるということもやらなければならぬと思ひますが、そういう關係で大蔵大臣はどういふふうにお考えになつておるかといふことをお尋ねしてゐるのであつて、公立學校の問題は他日の問題にしたいと思ひますから、この点をとりあえずお伺ひしたいと思ひます。

○水田国務大臣 今高等學校の問題を言ひましたが、大學においても同様でございまして、公立の大學をできるだけ理科教育の方に持つていくという方

向と関連して、文科系統の教育を、やはり現在内容がよくなつてきておりますので、なるだけ私学に委譲という言葉はおかしいかもしれませんが、そういう方向の施策も私は考えたいと思つております。そうしますと、今までも私学振興についてのいろいろな施策を政府はやつておりますが、その一環として、私学への補助というようにすることも私は考えたいと思つます。しかし、それだけでは解決しないという部分については、私学独自の授業料の値上げということも、これはある程度やむを得ないと考えておりますが、これをどういふふうにするかの方針が、さつき申しましたように、来年度の問題とからんで、今のところまだきまつておりません。

○佐藤(勲)委員 時間がありませんから、最後にお尋ねしておきますが、あとでまた主税局長からいろいろお伺いしたいと思つますけれども、問題は、教授の待遇を改善するためには、学校に財源がなければ結局月謝を値上げする、しかし、月謝を値上げすれば今の大学生が非常に困るというような問題が、今当面の問題として起きておるわけですから、政府もやはり責任を感じていただかなければならぬのは、私学の教授といえども、国立大学と同じように生活をしているわけですから、現在私学のそういうような方々の給与の悪いのは、国立大学の教授もよくはありませぬけれども、相当ひどい生活をしておられることは事実であります。そういうことと関連をして、結局国が補助をしなければ、大学ではやはり、今の学生はアルバイトをやつて困つてお

るけれども、授業料を値上げする、授業料を値上げしなければやはり教授の待遇がよくならぬという問題が出てきておるわけですから、それだから、少なくとも二十六年度の予算を組む場合に、何らかの形で大蔵大臣にこういう問題の処理を私はお願いしているわけであつて、このような問題が起きて、今学校は休みであります、おそろく来年の一月から二月ぐらいになつて、われわれの予想では相当大きな問題になると思つますが、こういう問題の処理の仕方についての大臣の決意を私は聞いておきたいと思つますから、その問題だけお伺いいたします。

○水田国務大臣 これは十分検討するつもりでおります。

○足立委員長 加藤勲十君。

○加藤(勲)委員 大蔵大臣にお尋ねしますが、最近また債務にあらざる債務といわれておるガリオア、イロアの問題が問題になつてきかかつておるようであります。もうすでに、この問題については、昭和二十四年以来衆参両院の、あるいは本会議において、あるいは外務、大蔵、決算委員会等において十数回の質疑が行なわれておるのであります。そのたびごとに政府はそこばかりの所信を表明しておられるようですけれども、私はこれに全部目を通してみましたが、しかし依然として少しもはつきりしていない。政府は債務である。と心得ておるといふことが中心で、しかも債務の返済についての交渉をやつておる。正式に債務とすれば、憲法八十五条との関係において言い切れないものがある。こういうところからこつていふあいまいな言葉が使われておるのであるが、その当時におけるガ

リオア、イロアの恩恵を受けた一般国民はこれを債務とは心得ていない。これはもう明白であります。この点について、今日まで政府はアメリカ側との交渉をどういふふうになされてきたか、それからまた現在これを正確に債務と規定しておるかどうか、もし債務と規定しておるとするならば、どういふ法律根拠に基づいてこれを債務と規定しておるのか、これについてお伺いしたい。

○水田国務大臣 援助されても、国民は無償じゃなくて金を払つておりますので、もつたという感謝じゃなくて、とにかく終戦後の物資がないときに援助されることによつて、自分たちがその恩恵を受けたということの感謝であつたと思つます。ただでもつた感謝じゃなくて、国民の方は金を払つておりましたので、国民は払つても、その金をつたつた政府間においてどういふふうになつておるかということとは、むしろ国民はあまり関心事ではなかつたと思つております。

○加藤(勲)委員 今私は額の問題を聞いておるのではない。今水田さんが言われたことは、大体歴代の国会答弁における政府当局の意向を似たり寄つたりでありまして、それだけでは問題は少しも進展しないと思つます。

そこで、私は具体的にお伺いするのですが、当時のガリオア、イロアについての恩恵を受けた、ことにガリオア物資の恩恵を受けた国民感情というものとはどういふものであるか。今日からその当時にさかのぼつて、その当時の実際にあつた物資を目の前にしたときの国民感情はどうであつたか。これについて大蔵大臣はどういふふうにお考えになりますか。

○水田国務大臣 この援助は債務であるといふことを当時政府が国民にはつきりと言明しなかつた事情もございします。で、国民の大多数は、これは債務じゃなくて、援助だと思つておつたのが実際ではないかと思つております。

○加藤(勲)委員 そういふ国民感情と国民の生活の実態に基づいて、国会においては数度の感謝の決議がなされております。この感謝の決議は、どういふ意図で——これはお前の方が貸したやつだから、あとから借りを返すの

だ、こつていふ考えで感謝の決議がなされたのか、非常に窮乏しておつたとき、一人々々の消費者は代金を払つたにしても、ともかく口に入れるものがあり、着るものがありということ、感謝の気持ちを率直に国会が表明するために、感謝の決議をしたのであるか、どちらですか。

○水田国務大臣 援助されても、国民は無償じゃなくて金を払つておりますので、もつたという感謝じゃなくて、とにかく終戦後の物資がないときに援助されることによつて、自分たちがその恩恵を受けたということの感謝であつたと思つます。ただでもつた感謝じゃなくて、国民の方は金を払つておりましたので、国民は払つても、その金をつたつた政府間においてどういふふうになつておるかということとは、むしろ国民はあまり関心事ではなかつたと思つております。

定してございます。ただし、この了解事項で、当時国会でも政府当局から御説明があったように記録で承知しておりますが、この了解事項は「占領費並びに日本国の降伏のときから米國政府によって日本国に供与された借款及び信用は、日本国が米國政府に対して負っている有効な債務であり、これらの債務は、米國政府の決定によつてのみ、これを減額し得るものである」と「了解される」というのでありまして、この了解事項の法的性質というものは、これは債務を負つたという性質のものではないと、従来より政府当局が説明しておりました通り、このガリオアの問題というものは、いつかは何らかの形で処理され、あるいはその幾分かが返済されるということが予見されておつて、そういう意味で政府は「債務と心得てきた」という事情がございますので、そのことをこれで確認したわけでございます。

○加藤(勲)委員 その了解事項がついておるといふことは、私も速記録を調べてよくわかつております。しかし、それはいわゆる債務と見るべきものであつて、そこで、問題は、このガリオア、イロアというものが、道徳的にはなるほど何か一つの借金をしよつておるといふ気持があるが、これをやはり法律的、政治的に見て債務と称すべきものであるかどうかといふことがきめられなければ、またもしもこれが債務であるとするならば、当然その当時において物資の数量、品種、価格等が明記されなければ、債権債務の体裁をなさぬ。ところが、当時の物資は、少なくとも二十四年四月の見返り資金特別会計が設定されるまでは、御承知の通り

りまして司令部の経済科学局のどんぶり勘定であつた。わけがわからない。それで今日これを証すべき書類は何もない。ただアメリカ側から通報を受けた資料しかないわけで、日本側にはない。実はこの問題については私も終戦直後一べん調べたことがあります。終戦事務局に勤め、あるいは経済科学局に勤めておつた日本人の人から、ある程度の資料をもらつたのですが、やはりそれでもわからない。実際にわからぬ。そういう不確定な債務というものが一体どこにあるか。これは債務ではない。しかも、このガリオア物資は、なるほど実質的には当時の被占領国であつた日本国民の生活の窮乏を援助するという形もありました。また一面においては、占領軍の治安維持とか、あるいは日本国民の背離を食いとめるとか、要するに占領軍から離れていく人心を自分の方に食いこめようとか、ことにはなはだしいは、これによつて占領軍の軍人の病氣疾病を守り、こういうような純粋にアメリカの占領政策の建前から出されておるのである。これはアメリカ側の文章を見ても明確です。アメリカ側の国会におけるいろいろな決議を見、そういうものから調べて参りました。ガリオアが債務であるといふことを規定したことは一つもない。ただ、阿波丸の問題のときに、アメリカ側が今おっしゃつたやうなことが述べられておる。それから時に触れて、あれを何とか返してもらいたいといふやうな意思表示があつたといふことはありますけれども、具体的にこれを資料として証明すべき何ものもないのです。一体もしこれを債務とするならば、その当時の品種、数量、価格等をどうやって調べますか。この点についての大蔵大臣の御意見を聞きたいのです。

○水田国務大臣 確かに昭和二十四年の四月以降のものはつきりしておつて、約九億ドル前後のものでございまして、それ以前のもものは、貿易取引が総司令部の管理下にあつて、商業物資と援助物資との資金別区分というものは、日本側には明確でございせん。したので、この金額が正確であることは事実でございまして。従つて、この当時の総司令部が残した資料とか、日本の旧貿易庁当時の資料で、今私どもは推算もしておりますが、大体十一億ドル前後の金額は推算されるということでございますが、なおこれについては米國側の資料の提出を私どもは求めておりました。それによつてこの両国は折衝でこの金額を確定する以外には方法がないだらうと思つております。いずれにいたしましても、債務額が大体両方の資料で一応確定することが、この問題解決の前提だと思つておりますので、今その問題では、御承知のように昭和二十八年にこの話の折衝に入りましてから、今日まで折衝はしながらも、まだその数字がはつきり確定するところまでいっていないという実情でございまして。

○加藤(勲)委員 問題は折衝といふか、今日までたびたび話し合ひがなされておる。ことに最近では、当時の佐藤大蔵大臣がアメリカに行つた場合に、アメリカ当局と話し合ひをして相対に具体的な話を進めて、できれば、安保条約によつて新体制に入るから、そのときに過去一切のものを清算しようといふ気持から折衝に当たつたといふことも伝えられております。しかし、それはいわゆる伝えられておることだから、どうこうと今私は言いませんけれども、しかしながら、そういう気持で折衝に当たるといふこと自体が、憲法八十五条の解釈からいきまして、債務と決定するならば、金額の問題の前に、そういう債務を一体負つていいのか悪いのか、こういうことが定められなければほんとうじゃないと思ふのですが、これは憲法の解釈論になるから、あなたの方は、そうでない、正式に国会に提案してきめられてから初めて債務の履行が生ずるといへば、そういう解釈も成り立たぬことではないでしようけれども、少なくともその当時の国民感情ばかりでなく、政府の当局もこういうことを——これは当時の岡野通産大臣の答弁ですが、二十八年七月十日の衆議院の決算委員会の答弁です。ここでこういうことを言つておる。その当時ちやうだいしたものと思つておつたものですから——これは岡野通産大臣ですよ——ちやうだいしたものと思つておつたものですから、これは比較するといふことはできません。——これはといふのは、すなわち、朝鮮に向けた——あの河野一郎氏が予算委員会で爆弾質問をした、四千何百万ドルの日本からアメリカに債権があるのではないか、それをそのままにしておるのはけしからぬといふ質問をした。その当時に関連した問題ですが、そういうことを言つておる。これは、政府の当局、通産大臣がちやうだいしたものと云つておる。そうすると、これをあとになつて道義的な点から債務であると心得ておるといふことで交渉を進めていくといふことは、私ははなはだ適當

を欠くのではないかと思ふのです。これでも一体政府は、二十四年当時、二十七年当時、三十五年当時、時の大臣がみんな違ふから言ふことも違つてくると言ひ切れるかどうか。私は、政府は日本政府を代表し、日本国民を代表する政府であるわけなんです。それから、当然、ことにこういうような対外関係については一貫したものがなければならぬと思ふのですけれども、こういう点について大蔵大臣はどのようにお考えになりますか。

○水田国務大臣 その経過等私いろいろ調べましたが、これは私どもも、當時は、實際言つて、もつたものという考えを持つておりましたが、ずつと経過をさかのぼつてみますと、やはりこれは当初からもつたものではななくて、いつかあとでこれは解決する債務と心得ておつたことが、事實は最初からそうなつておつたのがいささつたのでございまして、私どもはこれはやはり債務と心得て解決すべきものと思つております。

○加藤(勲)委員 これが債務であるかといふことは、大体吉田総理の時代に、吉田さんが、ああいう性格から、慈悲や情でやつてはいけません、これは当然ある時期がきたらお返ししなければいけない、こういうことを言つておるのです。それが発端になつて、それから何か知らぬがやもやと幽霊に手足ができたやうに、債務らしい形にだんだん日本政府の方で仕上げていってしまつた、こういうことになつておるわけなんです。アメリカ側のガリオア物資についての規定を讀んでみますと、こういうことになつておる。ガリオア、イロアが債務であるかないかと

うことも伝えられております。しかし、それはいわゆる伝えられておることだから、どうこうと今私は言いませんけれども、しかしながら、そういう気持で折衝に当たるといふこと自体が、憲法八十五条の解釈からいきまして、債務と決定するならば、金額の問題の前に、そういう債務を一体負つていいのか悪いのか、こういうことが定められなければほんとうじゃないと思ふのですが、これは憲法の解釈論になるから、あなたの方は、そうでない、正式に国会に提案してきめられてから初めて債務の履行が生ずるといへば、そういう解釈も成り立たぬことではないでしようけれども、少なくともその当時の国民感情ばかりでなく、政府の当局もこういうことを——これは当時の岡野通産大臣の答弁ですが、二十八年七月十日の衆議院の決算委員会の答弁です。ここでこういうことを言つておる。その当時ちやうだいしたものと思つておつたものですから——これは岡野通産大臣ですよ——ちやうだいしたものと思つておつたものですから、これは比較するといふことはできません。——これはといふのは、すなわち、朝鮮に向けた——あの河野一郎氏が予算委員会で爆弾質問をした、四千何百万ドルの日本からアメリカに債権があるのではないか、それをそのままにしておるのはけしからぬといふ質問をした。その当時に関連した問題ですが、そういうことを言つておる。これは、政府の当局、通産大臣がちやうだいしたものと云つておる。そうすると、これをあとになつて道義的な点から債務であると心得ておるといふことで交渉を進めていくといふことは、私ははなはだ適當

を欠くのではないかと思ふのです。これでも一体政府は、二十四年当時、二十七年当時、三十五年当時、時の大臣がみんな違ふから言ふことも違つてくると言ひ切れるかどうか。私は、政府は日本政府を代表し、日本国民を代表する政府であるわけなんです。それから、当然、ことにこういうような対外関係については一貫したものがなければならぬと思ふのですけれども、こういう点について大蔵大臣はどのようにお考えになりますか。

○水田国務大臣 その経過等私いろいろ調べましたが、これは私どもも、當時は、實際言つて、もつたものという考えを持つておりましたが、ずつと経過をさかのぼつてみますと、やはりこれは当初からもつたものではななくて、いつかあとでこれは解決する債務と心得ておつたことが、事實は最初からそうなつておつたのがいささつたのでございまして、私どもはこれはやはり債務と心得て解決すべきものと思つております。

を欠くのではないかと思ふのです。これでも一体政府は、二十四年当時、二十七年当時、三十五年当時、時の大臣がみんな違ふから言ふことも違つてくると言ひ切れるかどうか。私は、政府は日本政府を代表し、日本国民を代表する政府であるわけなんです。それから、当然、ことにこういうような対外関係については一貫したものがなければならぬと思ふのですけれども、こういう点について大蔵大臣はどのようにお考えになりますか。

○水田国務大臣 その経過等私いろいろ調べましたが、これは私どもも、當時は、實際言つて、もつたものという考えを持つておりましたが、ずつと経過をさかのぼつてみますと、やはりこれは当初からもつたものではななくて、いつかあとでこれは解決する債務と心得ておつたことが、事實は最初からそうなつておつたのがいささつたのでございまして、私どもはこれはやはり債務と心得て解決すべきものと思つております。

○加藤(勲)委員 これが債務であるかといふことは、大体吉田総理の時代に、吉田さんが、ああいう性格から、慈悲や情でやつてはいけません、これは当然ある時期がきたらお返ししなければいけない、こういうことを言つておるのです。それが発端になつて、それから何か知らぬがやもやと幽霊に手足ができたやうに、債務らしい形にだんだん日本政府の方で仕上げていってしまつた、こういうことになつておるわけなんです。アメリカ側のガリオア物資についての規定を讀んでみますと、こういうことになつておる。ガリオア、イロアが債務であるかないかと

いうことはちよつともはつきりしてないが、商務省の文章でもよくわからない、こういうのでありまして、どうしてわからないかという、ガリオア支出の予算をきめた一九四七年のアメリカの第八十議会で可決した追加予算法合衆国公法第六十一巻六百二十五ページにちゃんと書いてある。それによりますと九つの条件があるわけなんです。その中で、一から八までは直接本題に関係ございませぬ。九にこういうことが書いてある。「かかる地域の市民人口に対し達成すべく追求されてる目的を害するような飢饉、疾病、不安を阻止するに必要な最低の供給、こういふ言葉が書いてある。すなわち、もしガリオアをこの規定の中に含めるとすれば、含めるのであります。が、その他の八項目の中には入らない。これは、たとえばアメリカ人の旅行がどうしたとか、翻訳をどうしたとかいふようなことばかりですから、直接何も関係はない。こういう第九項の今申しましたような条項に一体ガリオアが当てはまるか。もうこれ以外にガリオア支出をする法律の根拠がないとしますれば、ここからは債務という、アメリカにとっては債権という、これは一つも出てきておらぬ。これを一体どうして日本だけで勝手に債務々々といつて騒ぎ出すのか。どうしてもわれわれにはそれが理解できないのです。ただ、だんだんさつき言われまして、たまたま、阿波丸事件のときの向こうの申し出のときの付帯条件——付帯条件というのはおかしいが、アメリカ側から言われたのは、阿波丸の損害賠償請求権を日本が放棄したので、それを何かアメリカの側から合理化するため

に、そういうことがつけ加えられたのじゃないか、こういうことが想像されるのでありまして、決してガリオア、イロアをこれに結びつけて相殺するといふのではない。ただもし相殺するといふことが一つの条件らしいものになつておるとするならば、さつき申しましたような、河野一郎君が予算委員会で質問をして、朝鮮向け物資の四千何百万ドルという対米債務をなぜ請求しないかと言つたときに、これを相殺する腹がアメリカ側にあるらしいといふことから、相殺という言葉が起つておるのでありまして、そのほかには何にもない。そうすると、もう全くその当時は、いわゆる日本の国の経済復興のためにはイロアが使われる、人心の安定を保つためにはガリオアが使われる、こういふように、アメリカ側もそう思つておつたに違ひないわけなんです。もしアメリカが、将来ある時期になつて日本の経済が復興したりあるいは余裕ができたならば、これを返してもらうという意思があるならば、当然こういふ法律をアメリカ政府がきめる場合に、何かそこに法律上の、将来の根拠となるものが規定されなければならなかつた。ところがさういふ規定がないのです。そうすると、一体何に基づいておるのか。ただ道義上の、俗にいう、われわれはあの人——この間も池田さんが社会党に一つの借金をしよつたといふような意味において、さういふ道義的な借金というか、負債というか、觀念は生まれてきて、法律的にも政治的にも少しもさういふ根拠がないわけなんです。どうしてそれをことさらに日本から債務だ債務だと言つて騒ぎ立てて、こと

さらにこれをしてつち上げなければならぬのか、どうしてもわれわれにはわからぬ。ただ日本の面目上、面目上というが、むしろこれは、占領中に被占領国が受けた苦痛に対しての——さつきも申しましたように、これは、アメリカ側からいふならば、アメリカの占領政策の必要上やつたことなんです。従つて、このガリオアが債務であるとするならば、当然、ただ単に品種、数量、価格といふようなものばかりでなく、日本から、さういふ物資を買わなければならぬかというて、買い主である日本もしくは借り主である日本が請求するなりあるいは希望するなりして、それに基づいてはつきりした文書の基準によつて送られて、初めて一つの債権債務が成り立つわけでありまして、さうではない。この当時の物資は、なるほど日本からも、米国の方向に食糧を送つてくれ、いふ肥料を送つてくれといふような抽象的な希望は述べられたであらうけれども、具体的な物資の供給はアメリカの一方的な行為として行なわれておる。少しもそこには債権債務というやうな関係において行なわれたものはない。だからこそ、国会においても私は感謝の決議がなされておると思ふのです。それを、どうして後になつてこれを債務であると心得なければならなかつたのか。吉田さんが一ぺん言ひ出したから、それを金科玉条に守り通さなければならぬのか。それはどうですか。どちらがほんとうだと思われまするか。大蔵大臣の所見を聞きたい。

○水田国務大臣 日本が債務と心得べきことについては、いろいろいささつございまして、その間の問題を、正確を期するために、もう一ぺんアメリカ局長から補足的に説明させます。

○安藤(官)政府委員 従来の経緯の詳細につきまして、できるだけ御説明いたしたいと思ひます。

一九四五年九月二十二日「降伏後における米国の初期の対日基本政策」、それから、同年十一月一日付「日本占領及び管理のための連合国最高司令官に対する降伏後における初期の基本的指令」、それから、一九四七年六月十九日付の極東委員会決定「降伏後の対日基本政策」といふやうなもの、並びに当時米国の政府関係者の米国議会における証言がございまして、最初の二つにつきましては、単に日本の輸出代金は輸入の支払いに充てるといふばく然たる表現でございまして、極東委員会の「降伏後の対日基本政策」の中には、輸出代金は占領に必要な非軍事的輸入であつて、降伏以来すでに行なわれていたものの費用の支払いのために使用すること、大きなバック・グラウンドになつております。また、当時のマッカーサー元帥は、一九四六年九月に、日本の輸出によつて得た収入は、米国の援助資金に対する債務を履行するに十分となるはずである。また、一九四七年二月二十日にも、同元帥は、陸軍省の要請により、下院に対して、米國予算からの支出は日本の債務となるが、これは日本の国内にあるすべての資産に対する第一義的債権によつて保護されなければならない、援助は慈善行為ではない、また、日本国民も慈善を欲していない、といふことを述べておられますし、四六年二月にも、ヒルディング國務次官補は同様な趣旨を述べておられます。その他いろいろ

ございまして、省略させていただきます。

これはドイツに対しても同様でございまして、ドイツはすでに措置いたしました。

なお、過去におきまして、これに対して米國は日本へ無償でやると言つたことは一つもなかつたやうな次第でございまして、むしろ将来何らかの形で処理されるということが、当時から言われておつたわけでありまして。ただし、先ほどの八十五億の關係におきましては、これがいかうに処理され、いかなる部分が債務となるのかといふことにつきましては、日米間の協議によりまして、支払い金額とか支払い方法とか支払い条件とか、いろいろな問題でもう少し固まりまして、初めて国会に提出して債務として確認される次第であります。

○足立委員長 加藤君に申し上げますが、御承知の通り申し合せの時間を超過いたしておりました、参議院の予算委員会からの大蔵大臣の出席要求が熾烈なものがございまして、まことに恐縮ですが、この問題についての御質問は、でき得べくんばあなたの質問権を留保していただきまして、後刻理事会で取り扱ひを相談さしていただきたいと思ひますが、いかがでしようか。

○加藤(勲)委員 それでは留保しておきます。

○足立委員長 次に、足鹿君君。

○足鹿委員 葉たばこの収納価格の問題について大蔵大臣に二、三お尋ねいたしますが、御存じのように、去る十二月十五日にたばこ耕作審議会が開かれて答申が行なわれておることは、

大蔵大臣も御承知だと思ひます。十一名の委員のうち、会長が議長席に着いて、十名の委員のうち五人の生産者代表がこぞて反対をいたした事実は、議事録によつても明らかであらうと思ひますが、このような会合の性質上、数でもつて答申案をきめるなどということとは、かつて例を見ないことでありまして、不当な運営であると思ひますのであります。しかも、専売公社の諸問案に対して若干の異なつた答申を学識経験者のみで起草をいたし、これを会長の採決によつて答申をいたしてあります。このような答申を基礎にして、来年度の葉たばこ収納価格を大蔵大臣として御決定になるのであります。昭和二十八年以来、他の農産物価格は漸次、政府の支持価格制度のあるものはもちろんのこと、その他のものにつきましても相当値上りがあることは御案内の通りであります。当然今までに改定をすべきものであつたと思ひのであります。それを今日まで放置しておき、この情勢になつて、しかも今述べたような不当な運営に基づく答申が行なわれておるのであります。伝え聞くところによりますと、価格の公示をきわめて急いでおると聞いておりますが、大蔵大臣として、いかような裁量を加へられようとしておりますか。専売公社の今までのおとりになつた態度は、私は別にまた公社総裁に伺ひますが、少なくともこのように大きな問題になり、すべての党派を超越した価格の適正化が叫ばれておるときに、政治家として最高の価格の決定権を持つておられる大蔵大臣としていかに対処されるお考えかを、この際承つておきたいと思ひのであります。

○水田国務大臣 審議会から公社の総裁に答申が出ておりますので、この答申をもとにして専売公社総裁がいろいろな事情を勘案して決定して申請してくれば、その申請通りを私は許可する方針で今おります。

○足鹿委員 公社総裁が申請をすれば、それに基づいてやるといふ御意思のようでありまして、それでは申請はなされておるのであります。なされておるとすればどのような内容のものがなされておるのであります。大蔵大臣はその案に基づいて検討をしておられると思ひますが、まだそういう事実はないのであります。まだ申請が出ておりません。

○水田国務大臣 まだ公社の総裁から申請が出ておりません。

○足鹿委員 聞くところによりますと、本日公社総裁は公示をする意思のようによつておられます。従つて、私は、特にこの委員会を通じてその所信を明らかにしていただきたいと思ひます。わづかな時間でありまして、大蔵大臣の御所見を求めておるわけでありまして。大体生産費所得補償方式を加味したと伝えられておりますけれども、事実においては、公社原案は、十億円の大体の見当をつけて、それに合するよう算式をきめておるようであります。元来このように五、六年も放置されておる安易な葉たばこの価格を改定するにについては、やはり一つの算式が確立され、その算式に基づいて決定されていかなければならぬと思ひるのであります。しかもわづかな一日や二日間の審議によつて、しかも学識経験者のみでそれを一方的にきめるといふことが、私は、運営もまずい、算式について諮問をし、そこでよく論

議を尽した後、その算式が一応審議会において妥当と思はれる算式が確立された後に、実際に葉たばこの価格に適用していくべき性質のものだと思ひます。それを、この重要な問題を、一挙にしかも短時間のうちに審議会が答申をする。また、それを尊重するのにかしないのかという問題もありまして、少なくとも全会一致の答申でない。半数の異論がある。しかも、それは公社制度の審議会ではなくして、葉たばこ耕作の審議会でありまして、葉たばこ生産者の主張というものがよく織り込まれ、生産者も納得をした上において、少なくとも答申はなされなければならぬと思ひのであります。従つて、私も耕作審議会をやり直して再審議を求めたい。これは一般の常識としてそういう声が強いのであります。大蔵大臣としては、公社総裁が申請を行なつても、これを一応留保せられて、そして相當の時間をかけて算式を十分検討し、しかる後に来年度の葉たばこ価格を具体的にきめるべきものだと思ひます。少なくとも政治家としては、それだけの配慮があつてしかるべきだと思ひます。公社総裁はその権限を持つておられます。それは明らかで、明らかに不当な審議会の運営が行なわれておるのでありますから、出直すべきだと私は思ひます。十分一般耕作者の声をききお聞きになつて、そして公社にも再考すべきことの指示を与えられ、そしてしかる後に慎重なる態度をもつて、この画期的な六年ぶりの価格改定に対して善処されたいと思ひます。大蔵大臣は、公社から出てくれば、それを何ら

の検討も加へないで、そのままお認めになるのであります。大蔵大臣の手においてさらによく考慮をせられた後、今私が述べたような態度をもつて対処してもらいたいと思ひますが、その点さらにもう少しお考えの上、御答弁をお願いいたします。

○水田国務大臣 審議会には今おっしゃられたような事情がございまして、ですから、そういう点をやはり考慮したと思ひますが、この価格については、はつきりした数字を答申しない、最低五割を下らない価格でというような答申がなされたのではないかと私は思ひます。従つて、問題は、審議会の意見を尊重して、五割以上どの辺の価格で決定するのが妥当かという問題につきましまして、私どもにも若干の考えはございまして、監理官を通じて今専売公社の総裁といろいろ協議を願つておるといふ段階でございまして、いろいろな事柄を取り入れられ、生産者の主張されておる意見も取り入れられて、妥当な値段を公社の総裁が決定するものと私は考えております。

○足立委員 春日一幸君。

○春日委員 私は、アメリカのドル防衛措置と、これに對應する当然わが国としての自衛措置、すなわち最終的には金保有の政策、これとの關係について要点を緊急性のあるものについてのみお伺ひをいたしたいと思ひます。

戦後、ドルは、金にかわる地位を占めまして、世界最高の通貨としての価値を保つて参りましたが、ここ二、三年來のアメリカからの金流出が、ようやくにしてドルの危機を招いて参りました。かくて、十一月十六日には、ア

イゼンハワー大統領がドル防衛のための強行措置を指令いたしました。このようにアメリカのドル防衛措置によつて節約される海外ドル支出は、約十億ドルといわれておるのであります。一方アメリカの第三・四半期の国際収支の赤字は、大体年率に直すと、四十三億ドルに達するといわれておる。従ひまして、アメリカのドル防衛のための方策は、さらにこの段階において抜本的な措置がとられるのではないかと推測をされるのであります。当然これが日本に与える影響は甚大なものがあると思ひます。従つて、先般、総理は、これに対して、カゼを引いたからといってすぐに騒ぎ立てるのは事大主義であるといふふうに、いわば輕視された形で答弁をされておるのであります。大臣はこれに対してどのような御見解をお持ちになつておられるのか、見通しについて伺ひたいと思ひます。

○水田国務大臣 私どもは、アメリカのドル防衛政策を決して輕視はしておりません。この影響については慎重な検討をいたしておるのであります。が、アメリカがあいまいドル防衛対策をとることによりまして、世界の貿易に今後どういふ影響を与えるか、世界経済にどういふ影響を与えるか、ということ、私どもは非常に重視しています。その影響による日本への影響というものは、これは相當大きいこととなりますので、まずその点の検討をやつておること、同時にアメリカが日本とのこの問題の直接の影響というよりなもの、両方分けて一応考えておりますが、アメリカのドル節約が、今伝えられるようなことだとすれば、日本にど

り影響を与えるかということにつ
きましては、私もその大きい影響は
ない、影響は当然ございますが、日本
経済がこれによってどうこうされ
るという影響はないということでご
ざいますし、それから世界経済の影
響ですが、これは欧州諸国がこの防
衛に協力するかどうかで、いろいろ
変わってくるわけですが、今

のところで協力するという体制がは
っきり出ておりますし、御承知のよ
うにドイツあたりが一番先に協力の
方式で声明しておるといふことで
ございますが、ああいう協力が各国
に行なわれるということになりました
ら、世界貿易がアメリカの今度の
政策によって大きい縮小を見るこ
とというものは、やはり近い将来に
切り抜かれるというふうな見通しを
持っておりますので、この点の心配
もそう深刻にする問題ではないとい
うふうに考えます。その二つから
最悪の影響というものも考えますし、
また私どもとして、現象が起つた
ら、これに対処するための打つ手も
考えておりますので、これが最小限
に食い止めるという問題も想定して
、いろいろ勘案してみますと、そ
う心配な影響はないというものが、
今の私どもの見方であるというこ
とでございます。

○春日委員 非常に軽視されてお
るのではなく、案外されておるとい
うことでございますが、われわれも
そういふふうに運ぶことを最も期
待をいたしておりますけれども、や
はり国の責任者として、最悪の場
合に備えて、わが国が大きな損害
をこれによって受けることのない
ように、自衛態勢

というものはあまねくめぐらさ
なければならぬということ、言うを
待たないところであらうと思ひま
す。

そこで、私はいろいろと分析して
みたのでありますが、ここにそのア
メリカの金準備は、引き続く金流
出の結果、現在は百八十億ドル前
後に低下をいたしておるといふ
こと、ここにアメリカでは、金準備
法であり、それによりまして、それ
ぞれ法定準備率がきまつておる
ようであり、また、大体百二十億
ドル程度は法的に準備されなけ
ればならぬ。ところが、現在のアメ
リカの保有高が百八十億ドルであ
りますから、結局純保有の額は六
十億ドルしかない。ところが、一
方アメリカの対外債権等の関係で
、結局アメリカが持つております
対外短期債権債務の現状は、百七
十億ドル程度の負債超過になつて
いること、これまた明らかでござ
います。こういふような百七十億
ドルの対外債務というものは、す
なわちドル不安の結果、一斉に各
国がこれを取り立てていく、俗に
言う取付が行なわれ、いくといふ
ことになり、六十億ドルの純保有
高というものはたちまちに消滅し
てしまふものではないか。もしそ
ういふようなことになりますれば、
これはアメリカ経済にとつては重
大な問題であるばかりではなく、
これは世界の通貨体制、ひいては
全世界の資本主義体制の根柢を
破るような大きな重大問題にま
で発展するおそれなしとはいへ
ないものであります。こういふよう
な諸問題をいろいろと分折して判
断いたしますれば、必ずしも政府
が樂觀されておるような工合に事

態が推移するのではなくて、特に
はかたに事象がここに惹起しない
ものとも限らない。そういふよう
な場合を想定しつつ、われわれは
そのドル防衛に協力するといふこ
とは、これは資本主義国につなが
る国として当然の義務ではありま
しょうけれども、最悪の場合には
わが国の利益を確保することのた
めの自衛態勢の確立、これは当然
として考慮されなければならぬ問
題であると思ひます。この点につ
いてはお聞きをお待ちになつてお
りましょるか、御答弁——実は私
どもと七分か八分しか時間がござ
いませんで、御協力を願ひたい。

○水田国務大臣 世界貿易の拡大
といふようなものについてむしろ
障害をなしておつたのが、アメリ
カにドル不足であつたといふこと
がむしろ原因であつたに、そ
うではなくて、アメリカのドルが
各国に分散して、ドル不足が今
解消しておるときでございます
ので、世界経済の流動性という
ものは、今むしろよき、アメリカ
のドルが節約されたからといつて
、分散されたドルの保有国が協
力態勢をとつていふもの、その
影響といふものはそんなにない
といふことになり、もうすでに
ドイツでは、援助の債務もこの
際一挙に返すといふようなこと
を決心したと聞いております。そ
ういふような協力態勢ができる
といふことになり、また、アメリ
カのドルの危機が今よりもつと
深刻となつて、ドル切り下げの
事態といふようなものが起こると
いふ方向には、私も考えられな
いといふふうに考えております
ので、その

点の心配はもうないんじやないか。
アメリカ経済自体の様子を見ま
しても、大体在庫調整が済めば、
もうすぐで来年度の後半から
経済は上向くだろうといふ見
方が最近通説になつてきてい
る。このドル危機といふものが
そこまで深刻になるといふふ
りには私どもも今考えておりま
せん。

○春日委員 アメリカの政府は、
幾つかのドル防衛強硬措置を講
ずることによつて、やつきにな
つてドル防衛のため、措置を講
じておるといふのでございま
す。にもかかわらず、ドルの流
出、金の流出といふものがど
んと行なわれておるといふこ
の事態にかんがみまして、当然
意識的に樂觀だけをされてお
るというところについては危
険な断じがたいのであります。

そこで、私はまず金価格の関
係について申し上げたいと思ひ
ます。申し上げるまでもなく、
ロンドン相場は一オンス四十
ドルという大台を三回にわた
つて突破いたしました。これは
当然ドルに對する信任の動揺
から換金運動が起つた結果
であらうと思ひます。これは
現在一時的に鎮静を見ても、
底流としてドル不安が続きま
す限り、いづれいつか何となく
のきつかけでこのようにな
ることがもう一べん爆發しな
いといふことが、政府は十分
その措置を万全を尽くしてい
かなければならない。私は各
国外貨準備中金保有の割合を
調べてみたのでありますが、イ
ギリスにおいては八八%、フ
ランスは七二%、イタリアは
六六%、西独は五二%、すな
わち

外貨準備中金の保有割合とい
うものは、かくのごとくに高
パーセントを占めておるとい
ふのでございます。従ひまして、
そういふようなことが今のこ
ろ考えられないといひましても、
万が一アメリカが第二段の抜
本的な措置、すなわち金価格
の改定であるとか、金の輸出
禁止であるとか、あるいは金
準備率の変更であるとか、そ
ういふようなことをやつて参
つたといひましても、イギリス
、フランス、イタリア、西独等
においては、その損害は少ない
と思ひます。しかるところ、日
本は、この十一月末によりまし
と、外貨準備十七億六千万ドル
中、金保有はわずかに二億六
千万ドル、わずかに四%であ
ります。イギリスの八八%に
比べて一四%の金保有しか
ないといひましても、もし万
一金価格が引き上げられるよ
うな事態が発生いたしますと
、格段に金にかへておつた者
は大きな利益を得るであら
うといふ、日本は、莫大な損
害を受けることは当然のこと
であらうと思ひます。従ひま
して、私は、長い目で見ます
ならば、今ここでドルを絶対
的に過信をして、そしてこと
ごとくドルに依存してしまふ
といふことは、盲目的に依
存してしまふといふことは、
各国が、こういふような不
時の事態、最悪の場合に備
えて、金保有によつて保全措
置を講じている実態とあわせ
考慮してみまして、これはち
よつと危険ではないか。政府
はもう少し金買入れをして
おくべきではないか。漸増
的にでも、とにかく協力を
破るというより、諸国がや
つておるだけ

のある程度の態勢というものをこの際確保していくべきではないか。この点はいかがでありますか。

○水田国務大臣 私どもは今のドル切り下げというような事態には大体ならぬという考えを持っておりまして、今ここで大急ぎで金を買入というようなことはしないつもりでおりますが、おっしゃる通り、長い目で見たら、日本の一四〇という保有率は各国に比べて明らかに少ないものでございまして、せめて三〇前後くらい金の保有は将来やうた方がよいという考えを持っております。

○春日委員 私は、当然、アメリカのドル防衛措置、これに対して国際的な協力の枠内において協力されるということについては、反対するものでもありませんけれども、しかし、アメリカの経済は、規模が大きければ大きいだけ、一たん破綻をすれば、その影響はまた甚大であると思ふのでございまして、従いまして、英米仏、イタリヤ、西独あたりがこういふような保全措置を講じております実態にかんがみまして、わが国としてなし得る限りのことはやうていく必要があるけれども、大臣の御答弁によると、現在の一四〇は過小に過ぎるから、三〇％に漸次これを高めていきたいという御意見であります。それが、それにしても相当の時間がかかると思ふし、しかも、その買入をしないということは、やはりドル防衛に協力するといふわが国のポリシーに基づいてのことであると思ふのでございまして、従いまして、私は、この際金の買入入れをしない、またするにしても漸増的にこれに時間をかけてやうていくということでありまうならば、一

方危機はこんな形でどんどん深刻化されつつある。アメリカがこの間、八項目でありますか、ドル防衛の措置を講じましたけれども、それによつてはなお目的を達してはいないので、さらに何らかの抜本的措置を講ずべく新規の態度を打ち出してくるのではないか。そんなことが心配されなくてはならないのでございまして、でありますから、私は、わが国政府がさういふような態度で換金運動をいまして、さういふことを積極的にやらなければ、手持ちドルについてわが国がやがて損失を受けるようなことがあるならば、すなわち、アメリカが米貨の切り下げをやるとか、金価格を改定するといふようなことがあつた場合、あなたは絶対ないという前提のもとに何らの措置を必要とされてはいないのであります。が、もしアメリカがさういふことをやつたような場合は、やはり日本の受けるべき損害に対して、何らかアメリカは補償するといふやうな取りきめを政府間に何らかの形で取りかわしておく必要があると思ひますし、当然、アメリカのドル防衛措置に協力する日本として、そのやうな要求をすること、何らかは不自然でもなく、また信義にもとるものでもないと思ふのであります。が、これらの関係について大臣の御見解はいかがでありますか。

○水田国務大臣 それは日本政府独自の考えで対処すべき問題であつて、アメリカと取りきめをするといふやうな性質の問題ではないと思つています。○足立委員長 春日君に申し上げますが、申し合わせの時間が超過いたしましたので、簡潔にお願いをいたします。

○春日委員 実は、この問題は、實際問題として、あなたの方が一方的に断定されて、私はさう思ふからさうだ、さういふふうにはならぬだらうといふやうなことで、経済現象は有機的にいろいろ相互関連して作用して参りますから、私はさういふ問題は十分論議して、万が一に備えるといふ態勢を確立しておきたいのでなければ、政府、国会の職責は違ひがたいと思ひます。しかし、時間が参つたからといふやうなことでございまして、これまで論議を尽くすことができませんが、どうか大臣、ドル防衛とわが国に於ける経済的な諸影響、この問題についてはできるだけ一つ時間をかけて、お互いが的確な資料の上に立つて、また情報を集めて十分論議できるといふ、そんな場所と時間をお考えいただくことを委員長に強く要請いたしまして、参議院の予算審議に協力するといふ意味で、私の質問はあとは留保しておきたいと思ひます。

○足立委員長 どうも大臣御苦勞さまでございました。足鹿委員 先ほどの大蔵大臣に対する質疑に續いて、専売公社總裁にお尋ねいたします。

ただいま、大蔵大臣は、あなたが申請をすれば、それに基いて取納価格をきめたい、さういふ御意思の発表がありました。が、すでに申請はなされたのであります。が、どうですか。

○松隈説明員 葉たばこ取納価格審議会の答申を十四日の夜半にいただきました。目下昭和三十六年度の葉たばこの取納価格をいかに決定すべきかといふ

ことについて検討中でありまして、なお、その検討の段階におきまして、監理官を通じて大蔵省とも連絡しつつあるという状態でございます。

○足鹿委員 ただいま總裁は答申に基づいて云々とおっしゃいます。が、答申を読んでみてわかりませんが、諸問の価格についてはこれを適当と認めることができなかったと答申は冒頭に言つておるのであります。あなたの方の諸問案は不適当である、さういふ答申をしておるのであります。それに対して一顧の反省もなされないといふことは、これは、現在の民主主義の立場からいって、特に問題の多い葉たばこ価格について、私どもはその態度をきわめて遺憾とするものであります。検討検討と言われますが、あなたの方自体が検討されたものが審議会において事実上否決をされておる。五％を下らざる範囲内においての引上率云々といふことは、学識経験者の一部が付帶的に意見を述べておるにすぎぬのであります。このやうな答申形式といふものはあらゆる審議会に類例を見ない点であります。これについて当然あなたの方としてはその至らなかつた点を反省されて、そしてさらに算定方式について再検討を加え、そしてその算定方式それ自体を、慎重に審議会の意見を聞いた上に、三十六年の取納価格を實際に適用するが、私は、常識として、いろいろな審議会の先例等から考へてみましても、受当だと思ひます。なぜそのやうにあなたの方は立場を固執されるのであります。少なくとも十人の委員の半分の人が反対しているものをもつて答申と認められるのであります。これは重大な問題であり、そ

のやうな運営をなされるということになります。これは法を無視した独断的な態度だと非難されても弁明の余地はないと思ひます。私はこの際強く總裁の反省を求めたいと思ひます。当然新作業審議会を再開されて算定方式から練り直される必要があると思ひますが、これについての御所見はいかがでありますか。

○松隈説明員 葉たばこ耕作審議会の答申が全委員の一致した答申をいたしました。が、さういふことは、まことに遺憾とするところでございまして、二日間慎重審議をしまして、この間耕作代表の方々の御議論になつた点も、学識経験委員の意見という中に多分に盛り込んでおるわけであります。

今回の葉たばこ取納価格の計算方法は、すでに御承知かとも思ふのであります。が、生産費を加味するといふ方式と、他の物価との均衡をはかるといふ二つの方式を採用することと提案いたしましたのであります。生産費を加味するといふ方向に踏み切つたことにつきましては、学識経験委員はもちろん、生産者の委員の方々も賛成しておられるのであります。ただ、その生産費のとり方の問題といたしまして、公社の原案は昭和三十四年の生産費調査の成績にその後の物価の変動率といふものをかけて提案したのであります。が、昭和三十四年一年をとるといふことは農産物価格の決定の上において安定性を欠く、少なくとも三年くらいをとるべきではないかという意見が、学識経験委員はもちろん、耕作代表の委員の方々の御意見であつたわけでありまして、それで、その点ははっきり答申の中にも、三十四年度に限ることなく、なる

べく最近の平常年の三カ年程度をとり、基準価格の安定を期するという趣旨の答申になっておるのであります。

次に、他の農産物価格との均衡をとるということにつきましては、公社の原案は米、麦、カンショ、蕎麦の四品目をとっておるわけでありまして、この四品目で全農産物の約七割に当たっております。大体これらの農産物は政府が何らかの形において価格決定に関係しているものでもあるというので、これをとったのであります。が、このとり方についてはいろいろまた意見がございまして、しかし、これはあと何を入れたかということについては意見が一致せず、また、もし議論の末に、それでは全農産物を入れるというようなことになる、かえって公社の原案よりも低くなる、こういうような事情もありましたので、この点については答申自体はつきり意見が出ておらないわけでありまして、こういう議論の過程を経て、大体こういう点が改定されるべきである、それを希望するということについての耕作者代表委員の意向は相当はつきり読みとれましたので、私といたしましては、この答申の筋、すなわち生産費を基礎とする調査については、三十四年度限りではなくて、三十二年度、三十年度、四年度という三カ年度の計算に改めるようにして、そして他の農産物との価格の均衡については、先ほども申し上げましたように、四つのものについては異論がないが、その他のものを入れるということについては意見がついにまとまっておきません。その方をいじるということ、必ずしも価格の引き上げになるかどうかはつきりいたしません。

で、今考えておりますのは、大体先に申し上げました生産費を基礎とする計算の基準年度を改めるということ、これは全員一致しての意見と認められますので、その点を改定すればどの程度の引き上げになるであろうかということを一応試算しつづけるわけでありまして、この三年の生産費の調査については、おのおのの年度にそれぞれの特長事情がありますので、それを勘案して計算しつづけるわけでございます。なお、そういう点は、つきりした点を直すということであれば、公社原案と違つて大体前年度に比較いたしました五カ年度は上がるであらう、こういうような予想もありましたので、答申としては前年対比五カ年度を下る引き上げを希望する、こういうふうに出されたものと了解しておるわけでありまして、

〇足座委員 私のお尋ね申し上げておるのは、五カ年度を下回らざるということに、別にそのものにこだわるのではなく、算定方式をそれ自体に委員会において大きな疑義が出て、三十四年度を基準年次にとるか、あるいは三カ年をとるか、あるいは五カ年をとるとして豊凶の差の著しいものを引いて、その三カ年をとるかというふうな議論がなされた結果、一応とにかく学識経験者の諸君も三カ年というものを否認できなかった。その三カ年をとるといふことは、普通の常識からいって、豊凶の差の著しい二カ年を引いて、そして五カ年のうち正常と認めらるべき三カ年のものをとるのが、これが基準年次のとり方については当然なんです。あなの方の、三十二、三十三、三十四と一番葉たばこ価格の低い、家族労賃の評

価の低いときを恣意的にとられれば、当然安いものになってくるのであつて、その結果から五カ年度という一つの目安がそこから出てくるわけでありまして、たとえ、ここに農林省の統計調査部が調査をした權威あるものによりまして、葉たばこに大体関連があると思われ、工業原料の作物につきましても、平均労働報酬は四百九十一円でありまして、今あなた方が改定をされようというものを上回つたものがあつておられます。先ほど總裁は米、麦、カンショ、蕎麦をとつたと言われま

すが、麦のごときは、小麦は一日当たりの家族労賃は百九十二円にすぎません。大麦は百七十二円にすぎません。これは農閑期の農家は遊んでおつてはつまらないから、農閑期の余つた労力を妻に使うという程度でありまして、これは明らかに裏作であります。葉たばこは御存じのように一番いい時期の表作として、しかもおそろくこれ以上の労力を要する耕作物はないといわれるぐらい多くの自家労力を投入しておられます。従つて、生産費調査といつても、結局自家労賃の評価問題が中心になつてくるのであつて、あなた方が相対的に比較をとられた米、麦、カンショといふものは、米を除いては最も家族労賃の低いものを対象にしておられる。少なくとも常識で考えてみて、葉たばこに該当すべきものとしては、常識的に妥当な議論としては、工業原料作物を対象としてとるべきが私どもは妥当だと思ひます。その畑作の趣旨の上からいつても、水田の裏作を相対的に比較するなどは、腰だめの値上げ率を最も低いところに落つけようという頭から意図を持って、それ

れに合わせるような算定方式をとられて、またそれに必要な基準年次をとつておられるから、そういうものになるのであります。少なくとも、少数意見であるとはいひながら、事実において、少なくとも基準年次を三カ年とれといふふうに、学識経験者といへども、一応あなたの方のやり方に対しては批判を持つた意見を述べておるところを見ましても、明らかに算定方式そのものの再検討が当初から必要であります。運営しない前から算定方式はすでに照つておる。従つて、私どもは、価格をきめる前に、算定方式をもつと入念に――一式二式の平均で価格を出すというふうなああいうやり方をとられたり、どうして下げようか、どうして値上げ率を、収納価格を低いところに落ちつけようかという意図一点ばかりであつた方は作業しておられる。そこに、いわゆる耕作者代表の大きな不満があり、満場一致の答申がでなかつた、半分の反対者を見るような希有な審議会の運営となつた。

二日間とおつしやつたが、最初の一日はあなたの方の通り一べんの説明を聞いただけで打ち切つておる。その次の日も辛うじて審議がなされたという程度であつて、審議会は議を尽くしておられぬとわれわれは認めざるを得ない。そのようなあなたの方の一方的な意思の通りに動くような審議会は、名実ともに私は間違つておると思ひます。他の似たような審議会、委員会をごらんになつても、このような独善的な、あなたの方の意思を押しつけるような委員会の運営がおりますか。元専売官俵であつたところの舟山氏がみずから起草の衝に当たつたといわれております。

おそろく学識経験者といへども、ビール会社の社長、新聞社の論説委員あるいは専売、大蔵省の出身のあなたの方に近い人々、あなたの方の意を体して起草されて、それが妥当な答申と言へますか。形式の上においても、内容の上においても、間違つた方途、やり方がとられておられます。そのようなものをいまだにあなたは答申々々と言ひますが、これは答申ではない。答申においては明らかに妥当でないという前文があるのではありません。あとに、「ただし」という条項で、わずかに自分たちの学識経験者の若干の意見を付しておるにすぎません。それは意見であつて、耕作審議会そのものの意思ではございせん。そのわずかな者の意思に基づいて、あなた方は、この重大な、しかも生産者が納得しない葉たばこの収納価格を御決定になる。そういう運営でいいのであります。そういう運営があるからこそ、一面において公社の民営論が出てきたり、いろいろな問題が出てくるのであります。民営論におびえて耕作者の収納価格の引き上げをちゅうちゅうされた事実もありましたし、また、他に転換できないことを知つておりながら自然減反せしめたり、今日まで耕作者を抑圧することをやつてきたのが公社のつてきた態度ではありませんか。もつと真摯に、こういう大きな転換期にあつたのは、少なくとも政府の言う所得倍増、農業生産力の問題、農産物価格の問題、そういう点と関連して見ますならば、最もたばこに近い畑作物と均衡のとれた価格を設定し、その基準としての工業作物等の自家労賃を基準にとつていくべきであります。基準年次の取り方、他

の作物との比較の問題等、まだまだ私は、審議会においても十分審議をされ、意見を尽くして、そしてお互いが納得した上立つて、そのものを正確にあなた方は執行し、価格を検討されることが公社の責任といわなければならぬと思うのであります。

今のあなたの方のおとりになっていることは、公社の意思をことごとく通す、その他のものはいれない、こういう基本的な観念に立つておられるから、今日のような混乱が起きてくるのであります。過日のあの耕作審議会の両日間における公社の前に押しかけた全国の耕作代表の意思を、あなたは無視していかれるのであります。この際もつと真摯に反省をされて、算定方式そのものをまず再検討するべきである、私はそう思います。どうしても反省をしてもならなければならぬと思ひますが、あなた方にはなお言い分があるのであります。私の言うのは無理であります。だれの意見を聞かれても、少なくともあなたの方のとおられる頑迷な態度に対しては非難が集ま中してあるのであります。耕作審議会そのもののメンバーも、まだもつと検討し、人数もふやし、そしてその諮問の方式や審議のやり方についても問題はあると思いますが、私は今その問題には触れません。現行の審議会の少なくとも半数の人間が納得しないものをもつて、これをあくまでも答申として押し切っているということは、私はこれはあなたの大きな責任問題にも発展すると思ひます。そのようなことで耕作者が専売公社の仕事に協力できましようか。今あなたが御答弁になったことは今まであらゆる機会にお聞きしたこと

であります。私はそのようなことをお聞きしようと思つておりません。あなたが職を賭してでも、もつと生産者の立場を守つていく、そこに初めて公社と耕作者の一体の運営ができて、専売制度の民営論などを一蹴していく一つの基礎ができるのではありませんか。今あなたのおとりになっているようなやり方では、火に油を注ぐように、また民営論なども再燃するであります。あまりにも頑迷というものであります。耕作審議会の再開と算定方式を中心とする再検討をおやりになることを私は強く主張いたしました。これに対するあなたのもつと真摯な御答弁をお聞きしておきたいと思ひます。

○松隈説明員 算定方法の問題であります。葉たばこの場合に生産費所得補償方式をとることがいかどうかという点については、米の場合とも違ひまして、かなり問題が多いのであります。そこで算定方式について何らか事前の検討の機会を持つという足鹿委員の方角づけに対しては、私もごもつとだといふふうに考えております。ただ、どういふ生産費をとるべきかという点になります。葉たばこの場合におきましては、米と違ひまして、収量を目的とするというわけではなくて、おのおの葉の性質に応じて価格が非常に分かれております。種類も多いし、産地も違つております。どれをとるべきか、また生産費とできた品物との間においては、耕作技術の巧拙とかあるいは災害等の関係があつて、直結させて考えるということに非常に困難があるわけでありまして、しか

し、困難があるにしても、その中で一番困難な点を除いて、この点ならば一応妥協であらうという線が出ることはきわめて望ましいのであります。それから、そういうものを見出すことの努力は今後続けるべきだと思つております。米の場合も、足鹿委員も御関係になつておられますが、なかなか一朝一夕にできません。従つて、これは今後なお時間をかけて、そういう検討をあわせて行なつていく、こういうふうにするべきだといふように考えております。

それから、耕作者の立場を考慮しなければならぬということもおしやる通りであります。公社といたしましても、今後のたばこの売れ行き増加に伴ひまして、必要な原料を確保して参らなければならぬ立場にありまします。今後あらゆる機会をとらえまして、公社の意のあるところを耕作者の方々にも知つてもらふように努力をしたい、かように考えております。

○足鹿委員 まだいろいろと私は申し上げたいことがあるわけでありまして、また他日に譲りたいと思ひますが、少なくともこの簡単な論議を一般国民が聞きまして、今あなたの方のおとりにならうとしておる一方的なやり方に対しては、公社の今後のいろいろな面において大きな支障が起きてくると思ひます。少なくともこの際今までのことは今までのこととして、まず一応流して、そして心機一転していわゆる農産物の適正価格、農産物の中でも一番低価格に呻吟しておるところの、特にこの在来種の問題につきましては、もつと大幅な、そして納得のできる、他の同種の工芸作物等と均衡のと

れた金をとるべきだと思ひます。農林省の統計調査部の数字を、あなた方は少し軽率に見ておられはしないか。私はあるところで聞いたことがあります。農林省の統計は信憑性が云々といふことを、総裁みずから言われたように聞いております。そういうことではなしに、今の農林統計としては、これにまさる何か資料がありますか。公社はたばこのみをとつておられますが、農林省としては他の一切の農作物に対する権威ある統計を持つておられるのであります。これらとの関係をよくにらみ合はされて、都合のいいものだけをとつておるの考え方ではなしに、畑作の一体性、たばこといえども所管は専売公社が所管しておられますが、農民は農作物の一環として一つのものとしてやつておるのではありませんか。決して公社のひとり考えでこういう問題はおきめになるべき筋合いのものではない。少なくとも、審議会のメンバーにしてみますれば、そういう専門の統計の立場に立つ人とか、あるいは一般の農民団体の声を代表するものとか、まだまだ審議会のメンバー構成等についても改善の余地はあらうと思ひます。また、運営についても、これ以上申し上げませんが、御反省なさらないければならぬ点があると思ひます。いずれまた、私どもは、専売法の抜本的な検討、耕作組合法の再検討、いろいろな点で、来たるべき議会において、それらの点は解明し、適当な対策を立てていきたいと思ひますが、少なくとも公示を急ぐことをやめられ、そして慎重に善処せられんことをこの際特に御要望申し上げておきます。

一応本日の質問を打ち切つておきます。

○足立委員長 次に、食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案、産業投資特別会計法の一部を改正する法律案及び日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案の三法律案を一括して議題といたします。

質疑の通告があります。これを許します。堀君。

○堀委員 輸出入銀行の問題を伺います。前に、建設省、運輸省等からもお見えになつておりますから、この方は簡単ですから、この問題だけを先に処理して、輸銀の問題を伺いたい。

実は、本日もつと伺つておきたいと思ひます。これは、私どもの地元の尼崎というのは、御承知のように日本の中で地盤沈下の著しいところでございます。この地盤沈下が何によつて起こつておるかとお聞きします。これは工業用水を井戸水によつてくみ上げるために地盤沈下が起きておるといふのが、大體定説になつて参つております。工業用水道を敷設することによりまして、最近敷設されました地域、工業用水をあまりくみ上げない地域におきましては、地盤沈下がだいぶ少なくなつて参つておるわけでありまして。ところが、実は、私この間この問題でいろいろ調べてみますと、取り扱い上非常に公平を欠いておる点が二、三見受けられますので、最初に建設省の河川局からお見えになつておる方に伺いたいです。ちよつと性格は違うのです。同じような地盤沈下を起しておられます新潟の場合と尼崎の場合と、河川の方の補助が、昭和三十五年度は一

体補助率がどういふふうになつておつて、昭和三十六年度では、大体どういふ補助率で大阪府の方へ御要求になつておるか、これを最初に河川の方に伺つておきたいと思ひます。

○鮎川説明員 たいだいま御質問になりまして高潮対策事業の補助率の問題についてお答え申し上げますが、すでに御承知と思いますが、この地区におきまする事業は、昭和二十五年度のジェーン台風によりまして災害がございまして、その後その復旧工事を完了いたしましたわけでございます。ところが、今御指摘のように、この地区におきまする地下水のくみ上げ等によりまして、またその後起こりました伊勢湾高潮による被害等の経験によりまして、現在、建設省におきましては、神崎川の防潮堤におきまして、かさ上げ工事をやつておるわけでありまして、これにつきましていろいろ調査の結果、昭和三十五年度から事業を実施することにしたしまして、昭和三十五年度におきましては、一千万円の事業費で、補助率は十分の三で事業を実施することにいたしておりますが、なお、昭和三十六年度におきまして、五千万の事業費で十分の三の補助率で実施するように、たいだいまやつておるわけでございます。

○堀委員 新潟の場合もあわせてちよつと伺つておきたいと思ひます。これはちよつと同じような条件で並んでおられますから、今の同じ該当部分につきまして……

○鮎川説明員 新潟の場合は、二分の一の補助率でやつておりましたが、昭和三十六年度には三分の二の要求をいたしております。

○堀委員 一つずつ伺つていきたいのですが、新潟は十分の三、三十五、六年通じて同じで、新潟は当初からすでに二分の一であつたのが、今度は三分の二になるというのは、一体それほどに現状として違うものかどうか。実は私が何う気持ちになりましたのは、新潟も非常に地盤沈下が激しいのは私もよく承知してゐる。ですから、新潟は二分の一になり三分の一になることは大へんけっこうだと思ふのですが、実は危険の度で申しますと、新潟は徐々に下がりますけれども、ここに台風で高潮がくるとかというふうな危険については、さきめて地域的に少ない状況です。新潟の場合は、累次の台風でさきめて危険な状態にさらされておる。地盤沈下のスピードについては、なるほど新潟は当初五センチくらいだったのが最近だいぶ減つておるようですが、私どもの方は大体十七、八センチメートルというところがございます。危険の度合いにおいては非常に違ふ。なるほど時間的に何年か先にいけば、新潟の方も大へん全体が沈むという徐々の危険があります。しかし、台風による高潮に対する危険というものは、はるかに新潟の方の危険度が高いにもかからず、新潟は十分の三、新潟は当初二分の一、来年度三分の二になる。何でこんなに違うのか、私は理解ができません。そのことを説明願ひたい。

○鮎川説明員 たいだいまの御質問は、新潟地区においては十分の三、新潟地区においては三分の二の補助というように差があるのはどうしてかというお尋ねでございますが、新潟地区の高潮対策事業は御承知のように、新潟及び大阪、東京地区におきまする高潮対策事業の一環として事業を実施してゐるわけでありまして、これらの地区におきまする高潮対策事業の全体計画は相当の事業費に上るわけでございます。これらの地区の全体につきまして高潮対策事業に十分の三の補助でやつておるわけでありまして、この地区だけを切り離して考えますと、その地区ごとの比較になります。高潮対策事業の全体の事業費は相当な額に上るわけでございます。いまして、これらの相当な額の事業費と現在の地方財政とを考慮いたしまして、現在のところ十分の三というところで実施をいたしておるわけでございます。新潟地区につきましては、それぞれの特殊事情もございまして、ほかの事業との関係等も考慮いたしまして、三分の二で要求いたしましたわけでございます。

○堀委員 東京、大阪の高潮対策の一環だから十分の三、新潟は特殊事情だから三分の二ということですね。なるほど東京、大阪も地盤沈下がありまして、しかし東京、大阪の地盤沈下と新潟の地盤沈下とおのずからその差がはつきりしておることは御承知だろうと思ひます。そうすると、新潟には特殊事情がない、東京、大阪と同じペースでいいんだ、新潟だけに特殊事情があるとおっしゃるなら、その特殊事情を説明して下さい。

○鮎川説明員 たいだいま申し上げました高潮対策事業は全体の高潮対策事業の問題でございます。地盤沈下による事業とそれから河川改修事業、こういふものが結びつきまして、防潮堤のかさ上げ、それから堤防のかさ上げ等

をやつておる事業でありまして、こういう観点からする高潮対策事業につきましては、東京、大阪、兵庫県におきまして同様な性格のものとして、全体計画及びそれに基づく事業実施をやつておるわけでございます。そういう一環として新潟地区の補助率を考えたわけでございます。新潟の場合はこういう角度以外の問題がいろいろございまして、ほかの事業との関連等もございまして、そこでその差がついておるわけでございます。

○堀委員 それじゃ抽象的であらぬじゃないですか。高潮対策の一環なら一環でいいですよ。しかしその新潟の地盤沈下という特殊性はあなたは見ないというわけですか。それで新潟の方はほかに関連があるからさうだとおっしゃるが、その三分の二になる根拠を言つて下さいよ。そんな答弁では了承できないですよ。

○鮎川説明員 新潟の場合は、先ほどから申し上げましたように、高潮対策事業として東京、大阪その他の地区と同様な性格のものを持つておるわけでございます。ところが、新潟の場合は、そういうような性格以外に都市計画事業その他の事業がございまして、それらの事業との関連も考慮して、三分の二にいたしましたわけでございます。

○堀委員 都市計画があつたら三分の二になるのですか。あなたのお答えがちよつと誠意を欠いてゐるのじゃないかと思ひます。率直に言つて私の聞いていることはおわかりになつておるのだから、新潟というものは地盤沈下をしない町だ、東京や大阪と同じペースで問題の処理がされておるところだとい

うならば、さつきお話しのように高潮対策でかぶせてあります。このレベルで見てもさういふなら、私は了承するのです。しかし、日本の中で一番地盤沈下を起して困つておるのはいかにいふと、新潟の問題が出るまでには新潟だったのです。だから工業用水についてはいろいろ配慮してもらつてきておるわけですね。そうすると、大阪とか東京とかの高潮対策と、もちろん新潟も高潮対策は必要だが、普遍的な高潮対策以外の地盤沈下に対する特殊性は配慮が払われておるのかどうか。新潟の場合は地盤沈下ということに関連しておるのでしょうか。地盤沈下に関連してそういうことが行なわれておるならば話がわかるけれども、都市計画その他による特殊な事情なんというものは私は了解できない。はつきり言つて下さい。

○鮎川説明員 新潟の河川局関係の事業は、先ほどから申し上げますように、その他の地区と同じように、地盤沈下及び伊勢湾高潮による被害の状況等によつて防潮堤等のかさ上げをする必要がある、こういうふうな面でもとらえて、特に地盤沈下だけに對する対策ということにはなつていないわけでございます。従ひまして、地盤沈下だけを對象として考えますと、あるいは新潟その他の地区と同様なことで考えなければならぬかと思ひますが、地盤沈下につきましては通商産業省などの工業用水の方とも連絡をいたしまして、その点について地盤沈下対策をお願いしておるわけでございますが、河川行政の立場から申しますと、治水事業を確保いたしまして洪水あるいは海岸からくる被害を防ぐための最小限度の今

の事業をやつておるわけでござい
ます。そういう点で新潟と若干異なる点
があるわけでございします。

○堀委員 あなたは若干異なるとお
っしゃるけれども、若干じゃないです
よ。十分の三と三分の二で若干なん
という言葉が出るのでは、私は困ると思
うのです。私は時間がかかるので次に
いきますが、今の高潮対策の一端は
いですが、新潟の地盤沈下の実情に
関して、要するに新潟でもこれだけの
ことが行なわれておるならば、今後の
問題として配慮をされるかどうかとい
うことをちょっと伺つておきたい。――
私は聞いていたでいてる方はわか
ると思いますが、ちょっと取り扱い方
に差があり過ぎると率直に思うので
す。実際問題として、地盤沈下とい
うものと高潮に対する危険というものが
非常に強い条件のあるところで、私は
知らなかったのですが、実際の話を
聞いて、これはちょっとひど過ぎる
と思う。国がやることについては、お
のずから地域的ないろいろな程度によ
つて差があることは、私は場合によつ
てはやむを得ないと思いますが、ちょ
とこれは差がひど過ぎると思ひます
ので、これは今後一つ御検討を願ひ
ます。

次に、下水道の関係の方は見てお
りますか。――下水道の部分について
も、新潟の方はこれまで三分の一で
あったのが、今度は三分の二になる
というふう聞いておるのですが、その
点はどういうことでしょうか。

○寺島説明員 補助率の問題でござ
いしますが、御承知のように下水道は全
国的に見まして非常に低くおる事業
でございまして、一般の補助率は三分

の一になっております。新潟及び新
潟等の地盤沈下対策事業としての下水
道事業も、従来は全部三分の一だつた
わけでございします。しかも、この三分
の一は、全事業に対して全部を補助の
対象にしておらないので、実は補助の
総額が非常に少ないために、補助の
対象額は全体の事業の半分に満たな
いという状態でございしますが、地盤沈
下対策事業関係だけはできるだけ全部
を補助の対象にしようという方針で実
は進んでおると思います。来年度も実
は三分の一で要求してございします。た
だ、先ほどお話がございしましたよう
に、新潟は緊急事業が来年度で終わ
りますので、今まで三分の一で参つたの
でありますけれども、要求したいしま
しては三分の二で要求しておるわけ
でございします。

○堀委員 そうすると、その緊急事業
が来年度で終わるといふのは、私よくわ
かりませんが、来年度で新潟の下水道は
終わつてしまふということになるわけ
でございしますか。

○寺島説明員 すでに今までに緊急対
策の事業といたしましては約十二、三
億ございまして、あと一年で緊急対策
事業は完了する見込みでございします。

○堀委員 私は下水道の補助は全般と
して三分の一だと理解しておるのです
が、今お話で新潟が三分の二になった
のは大へんびっくりだと思ひます。
ただ普通の土地の下水道と地盤沈下を
起こしております地域の下水道は、下
水道でも趣が違ふわけですね。下水道を
作つてポンプ・アップして外へ出さな
ければ排水が不十分で、少し水位が高
くなれば水が逆流するといふ地域にお
ける下水道と、その他の一般都市にお

ける下水道が同じ下水道で処理されて
おるといふ点に、私は非常に不満があ
るわけですが、今度新潟が緊急事業の
最終年度だから三分の二を要求してお
られる。これは主計官もお見えになつ
ておられますが、ぜひこれは大蔵省の
主計局も考えていただきたい点なん
です。今の下水道の補助の問題にして
も、単なる環境衛生といふよりも、そ
ういふ単なる下水としての問題以外に
も、そういう国土保全上のやむを得ざ
る要件を満たしておる下水道について
は、私は当然三分の二を緊急でなくて
も一つ要求していただきたいと思ひ
ます。そうして、これについては、そ
れが行なわれないうちに水が逆流をし
て低地帯に水がしつちゅうあふれ
る。向こうをごらんになればわかりま
すが、都市の中にある川のふちに堤防
を作つて、水位はいつでも地面より上
にあるといふような地域がたくさんに
ある地域の下水道が、そうでない都市
の下水道と同じ補助率で行なわれてお
るという点は、これは常識的に見ても
問題があらうかと思ひますので、私こ
こでちょっと重ねてお願いしておきた
いことは、今の下水道の問題につい
ては、地盤沈下のおそれのある都市に
ついては、一つ三分の二を要求してい
ただきたい。これはお願いでござい
ます。

次に、港湾の関係について運輸省に
伺ひます。運輸省の方で港湾に対して
やはり新潟と新潟で差別があるように
感じておりますが、私が知つておりま
す範囲では、本年度の新潟における要
求は、やはり三分の二を要求してい
らつしやる。新潟は依然として二分の
一でございしますが、これはどうでござ
いまして。

○比田説明員 お答えいたします。
私どもの方は、海岸法を適用いたし
まして、東京、大阪、新潟、新潟等を現
在やつております。三十五年までは
新潟も新潟と同じ率でやつておりま
す。御承知の通り市街地は四割でござ
います。市街地をはずれたところは五
割補助でございします。なお、新潟につ
きましては、防波堤等は一般修築工事
をやつておりますから、これは一般修
築工事で五割でございします。ところ
で、新潟は、先ほどお話がございま
したように、従来第一回分が終りました
ので、私どもの海岸の部分はその繰り足
し工事でございします。従ひまして、金
額も若干多くはございしません。ところ
が新潟の方は従来までに二十億を費し
ております。これは緊急の工事であり
ますが、今後八十二億かかる。非常に
大へんな金になります。地元は県
のいは市からとらうてい分担がでない
といふことを再三再四申しております
ので、新潟については三分の二を大蔵
省の方に要求いたしまして、予算折衝
をしております。これはまだきまつて
おりません。新潟の方は、ちょっとこ
こに的確な数字がないので、誤まつて
おれば訂正いたしますが、あと全部入
れまして十数億だと思ひます。その
中にはいろんなものが入つております
が、今までの仕事の分の残りというよ
うな意味で、仕事は軽微であるから地
方も分担に耐え得るだろうといふこと
で、要求がございしましたけれども、い
ろいろ事情を調べまして、自費して大
蔵省に従来通りの要求をいたしてお
ります。

○堀委員 実はおっしゃることが私
ちよつと納得できないのですけれども
も、新潟は御承知のように今地財法の
適用を受けておる再建団体でありま
す。本来比較的富裕都市なのですが、
それがなぜ再建団体になったかとい
いますと、ジェーン台風によりまして私
どもあそこには防波堤を作つたわけ
ですが、国庫補助が非常に少なく、市
が非常に大きな負担をいたしました。そ
の負担が、今日地財法の適用を受け
なければならぬ根本的な原因になつて
おるわけですね。そうして、その危険
につきましては、率直に最初申し上
げましたように、新潟における危険
よりも新潟における危険の方がはる
かに大きいのです。毎年夏になれば、
私どもは台風がこな
ければいいなと思ひますが、特
に南部の低湿地帯におられる方たちは
非常に危険にさらされる。これは日本
におけるオランダと同じで、新潟は
だ全部が水位の下に沈んでおるわけ
ではない、将来はわかりませんが、し
かし、新潟の場合は、あの堤防を取
つたら水が入つてくることは明らか
だ。オランダと同じ状態の中で、現在
依然として十七、八センチの地盤沈下
をしておる。かさ上げに次ぐかさ上げ
をしなればならぬといふことで、財
政上の問題としても実は非常に大きな
問題があるわけですね。ところが、新
潟の場合は幸い県庁所在地とその都市
が重なつておりますから、県自体の熱
意においても非常に強いと思ひます
が、残念ながら兵庫県の場合は、新潟
に県庁がないといふことのために、や
やもすると県における熱意にも、私
ども見ておつて率直にいつて欠ける点
がある。

して、年度早々、やはり金融でござい
ますから、相当に資金用途がございま
す。それに対処いたしまして、金融機
関としてある程度金庫に余裕を持って
いなくちゃいかぬ。その必要な時期に
金が出て参りますから、そのときに金
がないという事になりますと困ります
ので、繰越金を置いておくわけであ
ります。

○堀委員 繰越金を置いておかれるこ
とはいいのですが、繰越金というよう
なものについて当初計画というのが出
ますね。そうすると、繰越金で当初計
画が出るのは、どういふバランスの中
で出るのでしょうか。そこをちょっと
伺いたい。

○酒井説明員 これは当該年度におき
ますところの大体の資金計画、これ
がその年度の予算と一緒に御参考にお
供されるわけでございます。ところが、
御存じのように輸出あるいは輸入金
融、投資というものは、国際情勢に
よって非常に変わってくるわけござ
います。年度当初に予想したより以上
に輸出が出ることもございます。それ
だけ出さないこともございます。そ
ういう意味におきまして、当初の計画に
対して若干のそくを来たすということ
はございますが、しかし、大体において
その金は明年度に持ち越しまして、そ
う大した額ではございせんが、四月
早々の金融に使われるということ、
一月になりまして、当該年度の計画に
対して実績からいへばこれだけ繰り越
しするだろうというふうな算定をする
わけでございます。

○堀委員 それでは、実績見込みが
出ますのはいつになりますか。

○酒井説明員 実績見込みはとまどき
作っておりますが、正式に出しますの
は、さつき申し上げました政府関係機
関予算が決定されますのと同じころに
なるわけでございます。しかし、これ
は一月でございますから、実際に二
月、三月にどれだけ金が出るかとい
うことは、まだそのときにははつきり正
確にはつかめません。三月になってみ
ますと、また繰越金若干違ってくる
という事はあり得るわけでありま
す。

○堀委員 私ちょっとよくわからない
ので、これは少し教えていただくこと
になるかもしれません、皆さんの方
から出していただいた資料によります
と、昭和三十三年は貸し出しの当初見
込みは六百九十一億であつて、実績は
五百八十七億、この間約百億からの差
が実績と貸し出し見込みとの間にある
わけです。昭和三十三年は当初見込み
が七百三十億円の貸し出しを予想し
て、実績は四百七十億しか貸し出しが
されておられない。そういうふうにな
つております。そうすると、この資金
計画の方で見ますと、昭和三十三年な
どというのは、驚くなれ二百六十億
円のお金が、予想されておったにか
かわらず、使われなかつたということ
が起きております。繰り越しという
ものの性質が私そこそこよくわか
らないのは、こういうふうに予想し
た資金計画の中で、残つたものがた
くさん出れば、こういうのは全部を繰
り越しにされるわけでもないのではし
ょうが、借入金返済とかいろいろ充て
られるので、何らかの、その部分
を限って繰り越しというものを別途に
予想されるのではないか、そういうふ

うに思ふのですが、この繰り越しの関
係と、今の貸し出し見込みと実績の差
というものの関連はどうかということ
なるのでしょうか。

○酒井説明員 まづ三十二年につい
て申し上げます、仰せの通り貸し出
しと実績が狂つております。これは、
一つには船舶の成約が見込みより相
当多く出ました。それから、実は三十
二年度にアラスカ・パルプとかミナス
とか特別な大きな案件がございまして、
これが若干出るのであるというふう
に当初に見込みまして、それを計上し
たのであります。それが仕事でだんだ
ん延びまして、それが出なかつた。そ
のずれがございまして、さうなことで、
結局六百九十三億の貸し出しに對し
て五百八十七億という実績になつたわけ
であります。その他回収が三十二年
度は非常に良好でございまして、これ
は当時船舶が非常に足りなくなつた
ので、キャッシュ払いの船舶が非常に
なつてきた。延べ払いでなくて一時に
キャッシュで入る。そういう関係で一
般に条件が好転してございまして、回
収が予定より多かつたわけでございます。
それから、三十三年度に入りまして、実
はこの前年度は船舶が非常にたくさん
出ましたので、船舶輸出をかなり見込
んだのであります。これが船舶の市
況等によりまして輸出が漸減いたして
おります。それからまた、同じく特殊案
件といたしましてミナス製鉄所あるい
はインドの円借、パキスタンの肥料工
場といったようなものが、若干は計
画に對してずれて、それだけ減つて
きた。そういうふうな関係で、貸付が
七百三十一億が四百七十一

億に減つたということでありまして。
○足立委員長 ただいま議題となつて
おります三法律案に対する質疑はこれ
にて終了いたします。

○足立委員長 なお、各案に對しまし
ては討論の申し出がございませんので、
直ちに採決に入ることといたします。
まず、食糧管理特別会計法の一部を
改正する法律案及び産業投資特別会計
法の一部を改正する法律案の両案につ
いて採決いたします。

お諮りいたします。両案を原案の通
り可決するに御異議ありませんか。
〔異議なしと稱する者あり〕

○足立委員長 御異議なしと認めま
す。よつて、両案はいずれも原案の通
り可決いたしました。

続いて日本輸出入銀行法の一部を改
正する法律案について採決いたしま
す。
本案を原案の通り可決するに賛成の
諸君の御起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○足立委員長 起立多数。よつて、本
案は原案の通り可決いたしました。
ただいま可決いたしました三法律案
に関する委員会報告書の作成等につ
きましては、委員長に御一任願いたい
と存じます。御異議ありませんか。
〔異議なしと稱する者あり〕

○足立委員長 御異議なしと認めま
す。よつて、さう決しました。

次会は明二十一日午前十時三十分よ
り開会することとし、本日はこれにて
散会いたします。

午後一時散会

〔参照〕
食糧管理特別会計法の一部を改正す
る法律案(内閣提出第五号)に関する
報告書
産業投資特別会計法の一部を改正す
る法律案(内閣提出第一五号)に関す
る報告書
日本輸出入銀行法の一部を改正する
法律案(内閣提出第一六号)に関する
報告書
〔別冊附録に掲載〕